

令和6年能登半島地震により

京丹後市へ避難される世帯への見舞金の支給について

令和6年2月14日
京丹後市役所

1月1日に発災した令和6年能登半島地震により被災し、京丹後市内に避難してこられた方を支援するため、下記のとおり見舞金を支給いたします。

1. 支給対象

令和6年能登半島地震で被災し、家屋の損壊等により居住できなくなり、京丹後市に避難のために居住する世帯

※親族宅、知人宅、宿泊施設等において一時的に避難している世帯者を除きます。

2. 支給金額

1世帯10万円

3. 必要書類

➤ 本人確認書類

➤ 罹災証明書（写し）

※ただし、都合により書類が準備できず、別の書類等により確認できる場合、省略することができますのでご相談ください。

4. 受付窓口

健康長寿福祉部生活福祉課

事前にご相談いただきますと、スムーズに手続きいただけます。

【問い合わせ先】

健康長寿福祉部生活福祉課

担当：藤村・平田

電話：0772-69-0310

メール：seikatsufukushi@city.kyotango.lg.jp